

日光市定住自立圏形成方針

本市は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知。以下「国要綱」という。）第4の規定により、平成28年3月4日に行った中心市宣言（以下「中心市宣言」という。）に基づき、国要綱の規定による中心地域（今市地域をいう。）及び近隣地域（日光地域、藤原地域、足尾地域及び栗山地域をいう。）で形成する「日光市定住自立圏」（以下「定住自立圏」という。）に関し、次の方針を策定する。

（目的）

第1条 この方針は、中心市宣言を行った本市において、それぞれの地域が保有する多彩な特性に基づき、いずれの地域においても誰もが安心して「定住」できる環境の保持と、地域が「自立」するための経済基盤を確立することにより、魅力ある定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 本市は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次に掲げる政策分野について、それぞれの地域の特色を活かし、相互が連携するとともに、役割や機能を分担し、協働して定住自立圏の圏域（以下「圏域」という。）全体の振興を図るものとする。

- （1）生活機能の強化
- （2）結びつきやネットワークの強化
- （3）圏域マネジメント能力の強化

（取組事項）

第3条 前条の基本方針に従い、相互に機能や役割を分担し、連携する取組は、次の各号に掲げるものとし、その具体的な内容は当該各号に定めるところによるものとする。

（1）生活機能の強化

① 医療

ア 健康づくりの推進

a 取組の内容

市民一人ひとりが心身ともに健やかに安心して歳を重ねていくことのでき

る地域社会の実現を図るため、健康づくりを継続的・計画的・総合的に推進し、健康寿命の延伸に向けて、こころと身体健康づくりや感染症予防事業に取り組む。

b 機能分担

(ア) 中心地域

中心地域においては、近隣地域と連携を図りながら、こころと身体健康づくりに向けて、各種健康診査、がん検診などの充実をはじめとする各種施策を推進する。また、感染症予防事業を推進するため、予防接種、結核健診の充実などに努める。

(イ) 近隣地域

近隣地域においては、中心地域と連携を図りながら、こころと身体健康づくりに向けた各種施策を推進する。また、感染症予防に向けて、中心地域と連携した各種施策の推進に努める。

イ 地域医療の充実

a 取組の内容

圏域の住民が安心して医療を受けることができるよう、へき地診療所の円滑な運営を図り、必要に応じて、より高度な医療につなげられるよう、圏域全体の地域医療体制の維持を図る。

b 機能分担

(ア) 中心地域

中心地域においては、近隣地域と連携を図りながら、地域内の病院及び診療所との機能分担と綿密な連携のもとで安定的な医療を提供する。また、病院群輪番制により休日及び夜間における二次救急及び初期救急医療の提供を行う。

(イ) 近隣地域

近隣地域においては、中心地域との連携、さらに、へき地診療所とへき地拠点病院との連携を図りながら地域医療体制を維持する。また、近隣地域のへき地拠点病院が病院群輪番制病院として、中心地域の病院群輪番制病院と連携し、休日及び夜間における二次救急及び初期救急医療の提供を行う。

② 福祉

ア 子育て支援

a 取組の内容

将来を担う子どもたちの健やかな成長と、親が安心して子どもを産み育てる環境を、市民全体で“こころ”を持って創りあげ、圏域で家庭を築き、子どもを産み育てたいと願う人々の想いをかなえる社会を実現するため、地域で支える環境づくりや幼児教育・保育サービスの充実と質の向上に取り組む。

b 機能分担

(ア) 中心地域

中心地域においては、近隣地域と連携を図りながら、地域で支える環境づくりに向けて、地域子育て支援センターが育児相談、親子の交流、子育てサークルの育成・支援・育児講座等を実施し、子育て支援を図る。また、幼児教育・保育サービスの充実と質の向上を図り、子ども子育てにやさしいまちづくりを推進する。

(イ) 近隣地域

近隣地域においては、中心地域と連携を図りながら、地域で支える環境づくりに向けて、親子ふれあいひろばが育児相談、親子の交流、子育てサークルの育成・支援・育児講座等を実施し、子育て支援を図る。また、幼児教育・保育サービスの充実と質の向上では、地域の実情に応じた機能体制を整え、子ども子育てにやさしいまちづくりを推進する。

イ 高齢者支援

a 取組の内容

高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持ち、豊かで充実した生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて、多様な主体による連携、社会資源の充実や健康と生きがいづくりの推進を図る。

b 機能分担

(ア) 中心地域

中心地域においては、近隣地域と連携を図りながら、高齢者の生きがいづくりを推進するとともに、介護・介護予防・生活支援サービス等の提供基盤

の整備を行う。また、認知症支援体制の整備や保健・医療・福祉の連携や地域包括支援センターの機能強化により、高齢者支援体制の強化を図る。

(イ) 近隣地域

近隣地域においては、中心地域と連携を図りながら、中山間地域が多く高齢化率が高いことを考慮し、高齢者の生きがいがづくりや地域住民同士の交流のため、身近な場所での集いの場の設置を支援するとともに、中山間地域への安定した介護サービス等の提供のため、介護・介護予防・生活支援サービス等の提供基盤の整備を行う。また、認知症支援体制の整備や保健・医療・福祉の連携や地域包括支援センターの機能強化により、高齢者支援体制の強化を図る。

ウ 地域福祉の推進

a 取組の内容

市民一人ひとりが住み慣れた地域のなかで、安心して健やかに暮らし、地域が抱える課題に対応するため、市民同士が自主的に地域活動や福祉活動に参加し、支える側も支えられる側も幸せを感じることができるよう、地域における支え合い、助け合いの仕組みづくりを推進する。

b 機能分担

(ア) 中心地域

中心地域においては、近隣地域と連携を図りながら、地域福祉活動を促進させるため、ボランティアの育成を図るなど、地域福祉を担う人づくりを推進する。

(イ) 近隣地域

近隣地域においては、中心地域と連携を図りながら、地域の住民や地域福祉活動に取り組む市民が気軽に集い、交流を深めることができる場の拡充を支援するなどして、地域福祉活動の活性化を図る。

③ 教育

ア 学校教育の充実

a 取組の内容

教育環境の充実に努めながら、小中連携・一貫教育の推進を中核として、家

庭・地域・関係機関とのつながりを強め、質の高い教育の実現を目指す。

b 機能分担

(ア) 中心地域

中心地域においては、近隣地域と連携を図りながら、児童生徒に確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を推進するとともに、登下校時の安全安心の確保、また、施設の環境改善、長寿命化等を推進することにより、教育環境の充実を図る。

(イ) 近隣地域

近隣地域においては、中心地域と連携を図りながら、児童生徒に確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を推進するとともに、地域の実情を踏まえて、スクールバスの運行を含んだ登下校時の安全安心の確保、また、施設の環境改善、長寿命化等を推進することにより、教育環境の充実を図る。

イ 文化・芸術活動の推進

a 取組の内容

圏域内にある文化財の保存・活用を推進するとともに保護思想の普及啓発を図る。また、地域に根ざした文化の伝承や活発な文化芸術活動を推進する。

b 機能分担

(ア) 中心地域

中心地域においては、圏域内に所在する文化財の保存・活用を図るとともに当該地域に伝承されている指定民俗文化財の保存継承を支援する。また、文化施設におけるイベントや展覧会の開催を充実することにより、近隣地域と連携を図りながら、文化芸術活動の振興発展を図る。

(イ) 近隣地域

近隣地域においては、文化財の保存・活用に努めるとともに地域に伝承されている指定民俗文化財の保存継承を支援する。世界遺産「日光の社寺」については保護に必要な調査を継続し、足尾銅山に関する文化財については世界遺産登録を見据え、文化財の保存・活用に努める。また、文化施設におけるイベントや展覧会の開催を充実し、中心地域と連携を図りながら、地域に即した文化芸術活動の振興発展を図る。

ウ 生涯学習の充実

a 取組の内容

市民一人ひとりが、生涯にわたり多様な学習機会を享受できる生涯学習推進のための体制や環境及び圏域の歴史や文化等を学び、愛着を持つ学習機会を整えるとともに、その学習成果を生かした、生涯学習活動を通じてのひとづくり・地域づくりを進める。

b 機能分担

(ア) 中心地域

中心地域においては、当該圏域の歴史や文化等を学び愛着を持つ学習機会を整えるとともに、近隣地域と連携を図りながら、その学習成果を生かした生涯学習活動を通じ、地域の特性に応じたひとづくり・地域づくりを推進する。

(イ) 近隣地域

近隣地域においては、地域の歴史や文化等を学び愛着を持つ学習機会を整えるとともに、中心地域と連携を図りながら、その学習成果を生かした生涯学習活動を通じ、地域の特性に応じたひとづくり・地域づくりを推進する。

エ スポーツの推進

a 取組の内容

市民の誰もが生涯にわたり、スポーツを通じて心身ともに健康で、豊かに暮らしていける地域社会の実現に向け、一人ひとりのライフステージに応じたスポーツ活動及び圏域の特色あるスポーツや競技スポーツの推進を図る。また、安全で快適な利用ができ、適正な維持管理ができる規模と機能を備えたスポーツ施設の整備に取り組む。

b 機能分担

(ア) 中心地域

中心地域においては、近隣地域と連携を図りながら、総合型地域スポーツクラブへの加入や学校体育施設・公共スポーツ施設の利用促進に努めるとともに、誰もが参加できるスポーツ大会や競技スポーツ大会を開催し、スポーツに親しむ機会の拡大に努める。また、市民ニーズに応じたスポーツ施設の

整備を検討していく。

(イ) 近隣地域

近隣地域においては、中心地域と連携を図りながら、学校体育施設や公共スポーツ施設の利用促進によるスポーツに親しむ機会を増やすとともに、スポーツ大会への参加機会の創出に努める。また、地域で楽しめるスポーツの普及に取組み、スポーツによる地域コミュニティの形成に努める。施設については、地域のニーズに合わせた整備を検討していく。

④ 産業振興

ア 魅力ある観光地づくり

a 取組の内容

自然、歴史、文化、温泉など世界に誇れる国際観光文化都市である圏域を、国の内外に発信する。また、ブランド力の強化、地域間の連携により観光資源の更なる活用や、ホスピタリティの推進に取組み、観光交流人口の増加、地域経済の活性化を図る。

b 機能分担

(ア) 中心地域

中心地域においては、近隣地域と連携を図りながら、事業者、市民、行政が協働し、一体となって魅力あふれる観光のまちづくりへの取組を進める。また、首都圏及び海外現地における観光ニーズや訪日外国人のニーズの把握・分析に努め、効果的かつ戦略的な誘客活動やインバウンド事業を行う。

(イ) 近隣地域

近隣地域においては、中心地域と連携を図りながら、豊かな観光資源のブラッシュアップを図るとともに、ニューツーリズムやスポーツツーリズムなどの推進、ホスピタリティの向上により、魅力ある観光地づくりを行う。また、首都圏在住者及び外国人のニーズに基づき、効果的かつ戦略的な誘客宣伝、インバウンド事業を行う。さらに、拠点施設や案内板など観光施設整備を行い、施設利用者の利便性の向上と、観光客受け入れ環境の充実を図る。

イ 農林水産業の振興

a 取組の内容

豊かな自然環境を活かし、多面的機能や公益的機能を発揮できる環境を維持するため、基盤の強化を行う。また、収益性が高く、強い農林水産業を確立するため、観光事業者や食品企業等とのマッチングを図り、農商工観の連携推進と、特産品による地域活性化を推進する。

b 機能分担

(ア) 中心地域

中心地域においては、近隣地域と連携を図りながら、特色ある産地の育成と農業生産性の向上を図る。農村の環境保全と、基盤の質的向上を推進し、多面的機能を発揮できるよう取り組む。また、観光業者など他産業と連携し、持続的な需給関係を築き、農業者の収益性の向上を図る。

(イ) 近隣地域

近隣地域においては、中心地域と連携を図りながら、中山間の多面的機能や森林の公益的機能を発揮できるよう取り組む。また、有害鳥獣の捕獲など農作物等の被害対策を推進する。さらに、水産業者と連携し、水産業の振興と、ブランド化による特色ある産地の育成を図る。

ウ 商工業の振興

a 取組の内容

賑わいのあるまちづくりを目指し、地域資源を活かした市街地の活性化や商工業の振興を図るとともに、地場産業の育成や他産業との連携を推進し、地域経済の発展を目指す。

b 機能分担

(ア) 中心地域

中心地域においては、近隣地域と連携を図りながら、中小企業者に対する融資制度の充実や、新たに起業する事業者への支援などにより、商工業の振興を図る。また、地元商店街やまちづくり団体等と連携したイベント開催やPR事業により、集客拠点施設への集客力を高めるとともに、中心市街地における回遊性を向上させ、中心市街地の活性化を図る。

(イ) 近隣地域

近隣地域においては、中心地域と連携を図りながら、地場産業・伝統工芸

の後継者育成支援や、他産業との連携による新製品開発等により、商工業の振興を図る。また、空き店舗対策、商店の後継者育成・イベント開催の支援などにより、地域の特性を活かした既成市街地の活性化を図る。

エ 企業誘致

a 取組の内容

日光産業団地をはじめとした工業適地への企業誘致により製造業を中心とした産業基盤の整備を促進し、雇用・就業機会の拡大を図る。

b 機能分担

(ア) 中心地域

中心地域においては、近隣地域と連携を図りながら、日光産業団地をはじめとした工業適地への企業誘致により工業の振興を図る。また、日光市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策を展開することにより、「しごと」を創り出し、雇用・就業機会の拡大を図る。

(イ) 近隣地域

近隣地域においては、中心地域と連携を図りながら、工場の新増設等に対する助成制度の拡充など、製造業等の育成・支援により工業の振興を図る。また、日光市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策を展開することにより、「しごと」を創り出し、雇用・就業機会の拡大を図る。

⑤ 安心・安全

ア 災害に強い環境づくり

a 取組の内容

地震・風水害などの災害に備え、自主防災組織の育成強化、防災意識の啓発に取り組むとともに、防災情報の適切な伝達、災害予防対策など防災・減災対策の充実を図る。

b 機能分担

(ア) 中心地域

中心地域においては、近隣地域と連携を図りながら、防災行政の基礎となる地域防災計画や各種計画に基づき、総合的な防災行政の推進を図る。また、防災意識の向上及び自主防災組織など地域防災力の強化に努める。さらに、

防災・減災に欠かせない情報の伝達や避難体制の確立など各種施策を推進し、防災・減災体制の確立に努める。

(イ) 近隣地域

近隣地域においては、中心地域と連携を図りながら、防災行政の基礎となる地域防災計画や各種計画に基づき、地域に適した防災行政の推進を図る。また、防災知識や意識の普及及び地域防災力の強化に努める。さらに、地域要件を踏まえ、情報の伝達や避難体制の確立など各種施策を推進し、防災・減災体制の確立に努める。

イ 消防・救急体制の強化

a 取組の内容

市民が安全で安心して暮らすことができる生活環境を確保するため、消防力の維持強化や救急救助体制の充実などにより、消防・救急体制の強化を図る。

b 機能分担

(ア) 中心地域

中心地域においては、高機能消防指令センターを計画的に運用管理し、圏域全体の通信管制業務の充実強化に努める。また、近隣地域と連携を図りながら、消防本部車両・消防水利等の計画的な更新などにより、消防・救急体制の強化を図る。さらに、消防団の施設や車両の更新を計画的に推進するとともに、消防団員の確保に努める。

(イ) 近隣地域

近隣地域においては、中心地域と連携を図りながら、消防署・分署・分遣所及び消防団の施設や車両の更新を計画的に推進する。また、医療機関まで遠隔地対応のため、ドクターヘリ用ランデブーポイントの整備などに努めることにより、消防・救急体制の強化を図る。さらに、消防団員の確保に努め、地域の消防・防災の強化を図る。

ウ 安全・安心に暮らせる環境づくり

a 取組の内容

すべての市民が安全で安心して暮らせるよう、地域づくりや社会環境の整備に取り組み、犯罪や交通事故のないまちづくりを推進するとともに、市民の消

費生活の安定と向上を図る。

b 機能分担

(ア) 中心地域

中心地域においては、近隣地域と連携を図りながら、自主防犯団体の活動支援や防犯灯の設置などの防犯対策を推進するとともに、老朽空き家の適正管理の促進を図る。また、交通安全教室等の実施や交通安全施設整備の推進に努めるなど交通安全対策に取り組む。さらに、消費生活センターを中心として特殊詐欺被害など消費者被害の未然防止に努める。

(イ) 近隣地域

近隣地域においては、中心地域と連携を図りながら、自主防犯団体の活動支援や防犯灯の設置などの防犯対策を推進するとともに、老朽空き家の適正管理の促進を図る。また、交通安全教室等の実施や交通安全施設整備の推進に努めるなど交通安全対策に取り組む。さらに、消費者団体等と連携して特殊詐欺被害など消費者被害の未然防止に努める。

(2) 結びつきやネットワークの強化

① 公共交通

ア 地域公共交通の確保・利便性の向上

a 取組の内容

市民や観光客等の移動手段として欠かせない役割を担う市営バスのニーズを捉え、デマンド型交通の運行を推進するなど、市民生活に必要な生活交通の確保に努めるとともに、鉄道や民間バス事業者などと連携し、公共交通のネットワーク化を促進することで、移動の円滑化・利用者の利便性の向上を図る。

b 機能分担

(ア) 中心地域

中心地域においては、近隣地域と連携を図りながら、生活関連施設等を運行経路に組み込むことにより、利用者の利便性の向上を図る。また、バスや鉄道利用者の利便性を図るため、関係機関との連携を強化し、それぞれの運行を調整するなど移動の円滑化を図る。

(イ) 近隣地域

近隣地域においては、中心地域と連携を図りながら、買物、通院、通学等の移動手段として市民生活を支えるため、地域の実情や利用者のニーズに合った運行を行うとともに、地域が主体となる地域内交通への支援を行い、利用者の利便性の向上を図る。また、地域鉄道の経営支援等を引き続き行うことで、市民や観光客の移動手段の確保を図る。

② 基盤整備

ア 生活道路等生活基盤の維持

a 取組の内容

地域間の交流促進や地域活力向上に資する産業振興などを促すため、国道・県道と交通連携を強化し、地域間を結ぶ道路ネットワークの構築を図る。

b 機能分担

(ア) 中心地域

中心地域においては、近隣地域や圏域外からのネットワークの構築と安全・安心な道路空間の確保に努めるため、生活道路の計画的かつ効率的な整備を図る。

(イ) 近隣地域

近隣地域においては、中心地域と連携を図りながら、地域間交流促進のため、幹線道路の整備を計画的に進め、生活拠点を結ぶネットワークの構築に努める。

イ 持続可能なコンパクトなまちづくりの推進

a 取組の内容

圏域における活力の維持・増進と、都市を持続可能なものとするため、立地適正化計画を策定し、居住や都市機能の適正な立地誘導と公共交通の充実等によりコンパクトな都市づくりを推進する。また、誰もが快適・便利に暮らしやすい地域特性を生かした都市基盤整備を推進する。

b 機能分担

(ア) 中心地域

中心地域においては、近隣地域と連携を図りながら、居住や生活を支える

福祉・医療・商業等の都市機能の適正な立地誘導と秩序ある魅力的なまちづくりに向けた適正な土地利用を推進する。また、誰もが安全・快適・便利に暮らしやすい都市環境を創出するため、都市計画道路等を計画的に整備するとともに、防災拠点機能や環境保全など多様な機能を有する公園緑地の適正な管理に努める。

(イ) 近隣地域

近隣地域においては、中心地域と連携を図りながら、必要な都市機能の維持・充実を図り、日常生活の利便性向上を図る。また、観光客が多く訪れる場所については、地域特性に応じた景観に配慮しながら、道路の美装化やポケットパークなど観光都市にふさわしい都市基盤を整備する。

③ 地域づくり

ア 移住・定住促進

a 取組の内容

人口減少に歯止めをかけ、圏域の活力を維持していくため、地域間交流、U I J ターン、二地域居住に向けた移住、定住促進策を推進する。

b 機能分担

(ア) 中心地域

中心地域においては、近隣地域と連携を図りながら、空き家情報登録制度をはじめとした、圏域内で暮らすための情報や圏域内に移住してきた方の情報を発信し、日光暮らしのPRに努める。

(イ) 近隣地域

近隣地域においては、中心地域と連携を図りながら、地域内の空き家情報の登録を推進するとともに、移住体験やプレ移住事業などを実施し、移住定住を推進する。

イ 地域コミュニティの活性化

a 取組の内容

市民相互の交流や連携によって生まれる、生きがいや楽しさを実感できるコミュニティづくりを支援し、それぞれの地域の特性を活かしたまちづくりを推進する。

b 機能分担

(ア) 中心地域

中心地域においては、近隣地域と連携を図りながら、地域コミュニティの必要性についての意識啓発を図るとともに、コミュニティ活動や支援に関する情報を発信する。

(イ) 近隣地域

近隣地域においては、中心地域と連携を図りながら、高齢化集落対策や過疎対策等、山間地域等のまちづくりを推進するとともに、地域おこし協力隊による地域支援を行う。また、中山間地域等においては、住民が住み慣れた地域で暮らせるよう日常生活に必要なサービスの確保など生活環境の充実に図る。

(3) 圏域マネジメント能力の強化

① まちづくり

ア 市民との協働の推進

a 取組の内容

圏域内において活動する団体や事業者を含めたすべての市民と行政が、目的を共有し、お互いの責任のもと役割分担しながら、まちづくりの主役である市民と行政との協働によるまちづくりを推進する。

b 機能分担

(ア) 中心地域

中心地域においては、近隣地域と連携を図りながら、「日光市協働のまちづくり推進の指針」「日光市協働のまちづくり推進行動計画」に基づき、意識の醸成、環境の整備、情報の提供・共有、人材育成、参画機会の充実に図り、協働のまちづくりを推進する。

(イ) 近隣地域

近隣地域においては、中心地域と連携を図りながら、「日光市協働のまちづくり推進の指針」「日光市協働のまちづくり推進行動計画」に基づくとともに、地域の実情に応じた協働のまちづくりを推進する。

イ まちづくりを担う人材の育成

a 取組の内容

ボランティアやNPO法人などの市民活動団体の活動や運営の資質向上につながる各種講座を実施するとともに、協働を理解し、話題を的確に捉えることができる次世代リーダー育成に向けた取組を行う。

b 機能分担

(ア) 中心地域

中心地域においては、近隣地域と連携を図りながら、日光市民活動支援センターを中心に、次世代リーダーまちづくりの担い手であるボランティアやNPO法人などの、団体活動に資する人材や地域リーダーを育成する人材育成講座を開催する。

(イ) 近隣地域

近隣地域においては、中心地域と連携を図りながら、地域の特性に応じた次世代リーダーまちづくりの担い手であるボランティアやNPO法人などの、団体活動に資する人材や地域リーダーを育成する人材育成講座を開催する。

ウ シティプロモーションの推進

a 取組の内容

圏域への愛着・誇り（シビックプライド）を醸成させるとともに、対外的な認知度やイメージの向上を図るため、圏域の多彩な魅力や地域資源の情報を効果的に発信するプロモーション活動を推進する。また、認定した日光ブランドを中心に、それぞれの魅力を発信し、これまで築き上げてきた圏域の都市イメージをさらにブラッシュアップさせ、交流人口の拡大、市民の活力、地域力の向上につなげていく。

b 機能分担

(ア) 中心地域

中心地域においては、近隣地域と連携を図りながら、日光ブランドの認定を受けた地域資源や、特色ある施策を実施することで引き上げられた都市イメージなどの情報を発信し、定住につながるプロモーション活動を展開する。

(イ) 近隣地域

近隣地域においては、中心地域と連携を図りながら、一人でも多くの方々に地域を知ってもらい、関心を持ってもらうために、地域の持つ多彩な魅力や地域資源の情報の効果的な発信に努める。